

(様式 1-3)

福島県 (飯舘村) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	内部被ばく検査・甲状腺検査事業	事業番号	(3)-23-1
交付団体		飯舘村	事業実施主体 (直接/間接)	飯舘村 (直接)	
総交付対象事業費		(41,492 (千円)) 43,926 (千円)	全体事業費	79,545 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>原子力災害による全村避難以降、飯舘村は、平成 23 年 12 月に“村民一人ひとりの復興を目指す”を基本理念とする「いいたてまでいな復興計画 (第 1 版)」を策定し、その後半年毎に計画の見直しを実施しており、現在、第 5 版の策定済である。</p> <p>飯舘村では、避難解除後、村に「戻る」と選択する村民だけでなく、村に「戻らない」あるいは「今は戻れない」と選択する村民に対しても、ひとりひとりに寄り添った可能な支援を行っていくこととしている。</p> <p>原子力災害後の放射能の影響については、多くの村民が、不安を抱えながら生活を送っている。そのため、飯舘村では、体内に蓄積した放射線量や甲状腺の検査、放射線リスク等に関する情報提供の実施及び携帯型放射線測定器の配付等を行い、村民の放射線に対する理解を深めるとともに、村民各自の放射線管理の意識を高めることを推進するものである。</p>					
事業概要					
<p>放射線の影響による健康状態について、長期的視野をもって、検査を行い、経過を見守ることにより、被ばくによる将来的な健康被害を心配する村民の不安解消に資する。</p> <p>(1) 内部被ばく検査については、①満 1 歳以上の全村民、②平成 23 年 3 月 11 日時点で、飯舘村民であった者を対象に、飯舘村が独自で購入し、社会医療法人秀公会あづま脳神経外科病院に設置しているホールボディカウンターを用いて実施する。</p> <p>(2) 甲状腺検査については、①平成 23 年 3 月 11 日時点で、18 歳以下であった村民 (平成 23 年 3 月 11 日以降に転出した者を含む)、②平成 24 年 4 月 2 日から平成 24 年 4 月 1 日までに生まれた者を対象に、超音波 (エコー) 検査を実施する。2 年に 1 度福島県が実施しない年度については飯舘村単独で実施する。</p>					
当面の事業概要					
<平成 31 年度>					
(1) 内部被ばく検査 : 検査対象者 455 人					
(2) 甲状腺検査 : 検査対象者 330 人					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。</p> <p>飯舘村が、村民の放射能に関する理解を深め、各自の放射線管理の意識を高める事業を推進することは、村民自身で安心・安全を確認でき、放射能に対する不必要な不安を抱かないことにつながり、村の帰還後、村民が「戻る」「戻らない」の選択を行うに当たって、一人でも多くの村民の帰村を促すことに資するものである。</p>					
関連する事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成31年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	村内放射線量モニタリング業務	事業番号	(3)-23-3
交付団体	飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）		
総交付対象事業費	(307,051（千円）) 349,818（千円）	全体事業費	(346,684（千円）) 349,818千円		
再生加速化に関する目標					
平成27年6月17日に制定された「いいたて までの復興計画 第5版」の当面の取り組みに、「安心して生活できる徹底した放射線対策の推進」を掲げ、村への帰還事業の一環として「村内放射線に対する情報提供」を計画しており、住民の不安軽減と安心・安全の確保に寄与するとともに、そのことにより住民の早期帰還を促していく。					
事業概要					
東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故後、8年を経過しようとしている今も、多くの村民が放射能による健康への影響に不安を抱いている。 空間線量が及ぼす体への影響「外部被ばく」不安の声が多く寄せられていることから、放射線量のモニタリング対策を実施し、放射能への不安を少しでも和らげ、安全、安心な日常の生活の再生を加速する。					
1. 飯舘村放射線量等モニタリング調査事業					
◇事業内容					
・事故直後から村独自で実施している空間線量及び食品（農作物・草・木の葉・土壌）等の各種モニタリング調査を継続する。					
①村内の宅地1箇所及び農地1箇所×20行政区の空間線量測定。					
②食品（農産物・草・木の葉・土壌）等の各種モニタリング調査。					
※上記測定結果については、お知らせ版・HPで村民に周知する。					
2. 食品放射性物質測定委託業務事業					
◇事業内容					
・食品（農作物等）にかかる放射性物質不安を解消するために、各公共施設に配置している食品放射能スクリーニングシステムを運営する。					
3. 食品放射性物質測定機器点検校正委託業務事業					
◇事業内容					
・検査機器の信頼性と精度を高めるために、年1回の点検校正を実施する。					
食品放射性物質測定器校正（破壊式10台、非破壊式11台）					
当面の事業概要					
<平成31年度>					
1. 飯舘村放射線量等モニタリング調査事業（9,092千円）					
①村内の宅地1箇所及び農地1箇所×20行政区の空間線量測定。					
②食品（農産物・草・木の葉・土壌）等の各種モニタリング調査。					
③非破壊式測定器管理及び測定などの住民指導					
直接雇用 モニタリング臨時職員 3名分 9,092千円					
2. 食品放射性物質測定委託業務事業（24,097千円）					
・食品放射性物質測定委託業務事業 24,097千円					
3. 食品放射性物質測定機器点検校正委託業務事業（9,578千円）					
・食品放射性物質測定器校正（破壊式10台、非破壊式11台）9,578千円					

地域の再生加速化との関係

飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。 飯舘村が、放射性物質不安を解消するために、放射線測定を行うことにより、村民が「戻る」「戻らない」の選択を行うにあたり、一人でも多くの村民の帰村を促すことに資するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	44	事業名	放射線相談支援事業	事業番号	(3)-24-1
交付団体	飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）		
総交付対象事業費	(47,919（千円） 63,685（千円）	全体事業費	97,983（千円）		
帰還環境整備に関する目標					
<p>飯舘村は東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により全村避難となったが、平成 29 年 3 月末に 1 行政区を残し、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除となり、現在、インフラ整備を始めとする、復興に向けたさまざまな取組を進めている。</p> <p>本事業では、村民が抱える放射線に関わる健康上の相談など今後の生活上の不安等に関する相談に応じる等の活動を通じ、村民の放射線等による心身の健康、居住環境も含めた村での生活の不安を解消し、村民の帰還の促進及び飯舘村の再生に資することを目的とする。</p>					
事業概要					
<p>村民への放射線の影響に関連し、心身の健康、居住環境の改善を含めた村での生活の不安を解消し、村民の帰還の促進に資するため、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 相談員等支援業務</p> <p>村民の放射線に関連する健康・生活上の不安に対し、社会福祉協議会の生活支援相談員や役場所属の健康相談担当職員等（以下「相談員等」という。）と連携して、相談員等による村民への個別訪問に同行・傾聴する。役場、社会福祉協議会、関係機関が村民のから悩みを聞く場を設ける場合にも、参加して相談に応じる。また、相談員等からの相談内容の聴取等により、放射線に関連する村民の問題意識を明らかにする。相談内容について、専門的知見が必要な内容は必要に応じて専門家に照会し、回答・対応方針を検討のうえ、相談員等と連携しつつ、検討結果を相談者へ訪問等により回答する。</p> <p>(2) 座談会の企画立案・開催</p> <p>上記(1)の相談員等支援業務を通じて明らかになった、放射線等に関連する村民の問題意識を踏まえ、村が主催する村民に対する情報共有や対話を目的とした座談会を年 2 回程度開催する。また、関係機関による専門家との情報共有の場に参加するほか、村民主催による自発的な集会への要請があった場合も、可能な限り参加する。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 28 年度></p> <p>放射線相談員を 1 名程度配置して、上記の各業務（相談員等支援業務、座談会の企画立案・実施、連絡会議の開催）を行う。外部機関への業務委託により遂行する。</p> <p><平成 29 年度></p> <p>業務内容は前年度と概ね同様。ただし、配置する放射線相談員は、村民の帰還動向、放射線や生活上の不安等に関する相談ニーズの増加等も勘案し、村民の相談を傾聴する活動に重点を置き、4 名に増員した。座談会・連絡会議は、相談内容等を勘案し、関係機関との連携を踏まえて行う。</p> <p><平成 30 年度></p> <p>前年度と同様。4 名の人員配置により、業務の実施状況や関係機関との連携状況等を勘案し、必要に応じ見直しを行う。</p> <p><平成 31 年度></p> <p>帰還住民が増加することを予測し、継続して 4 名の人員配置により、業務の実施状況や関係機関との連携しながら、必要に応じ見直しを行う。</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村に向けた不安解消が重要な課題の一つである。本事業は、村民が健康・生活上の安全・安心を確保すること、放射線の影響等に対する不必要な不安を抱かないことにつながり、1 人でも多くの村民の帰村を促すことに資するものである。</p>					

関連する事業の概要	
(1)放射線モニタリング事業（個人線量測定関連業務）、 (2)健康とリスクコミュニケーション事業	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

NO.	46	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その 1）	事業番号	(5)-40-1
交付団体		飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費		(678,240（千円） 1,106,292（千円）	全体事業費	(678,240（千円） 1,106,292（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ、作付け・出荷・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理をすることができなかったことから農業用施設の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そのため、本事業を導入し農業用水利施設等の保全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築及び農作業の効率化を図り、農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>(1) 事業の概要</p> <p>本事業の対象となる地区は、平成 23 年 3 月 11 日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により長期間の避難指示区域となっていたため、農地等の適正な管理ができなかった地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設周辺の荒廃により、降雨による農地洗掘や排水路への農地土壌の流出、農地の冠水が生じており、早期の営農再開を企図する農業者にとって大きな障害となっているため、農業用水利施設等の整備、修繕を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。</p> <p>特に当該地区については、平成 28 年度までに環境省直轄による農用地除染が完了しているものの、その後、農業用排水施設等の保全管理を実施するための事業を一度も実施していない。このため、震災後初めての主食用米の作付けを再開するためには、早急に農業用排水施設等の適切な保全管理を実施する必要がある。</p> <p>平成 31 年度は農業用排水施設等の保全管理に要する調査・設計および保全管理等を実施し、平成 32 年度当初に作付けを再開するエリアから整備を実施することにより、農業者が円滑に営農再開できる環境を構築する。</p>					
<p>(2) 事業実施内容</p> <ul style="list-style-type: none">・農業用排水施設等の保全管理 一式・農業用排水施設等の補修 一式					
<p>(3) 復興計画への位置づけ</p> <p>「いいたて まいでいな復興計画（第 1 版）」P23 基本方針⑤「まいでいブランドを再生する」、「いいたて まいでいな復興計画（第 5 版）」P67、68 営農再開「2 安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 30 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・農業用排水施設等の保全管理・補修 <p>6 行政区（伊丹沢、前田・八和木、大久保・外内、上飯樋、飯樋町、前田）</p> <p><平成 31 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・農業用排水施設等の保全管理・補修 <p>8 行政区（草野、深谷、関沢、小宮、佐須、宮内、白石、二枚橋・須萱）</p> <p><平成 32 年度></p> <p>4 行政区（八木沢・芦原、大倉、比曾、蕨平）</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた農業用排水施設の保全管理を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。</p>					
関連する事業の概要					
特になし。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県 (飯舘村) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

N0.	47	事業名	農業基盤整備促進事業 (飯舘西部その 2)		事業番号	(5) -42-2
交付団体		飯舘村	事業実施主体 (直接/間接)		飯舘村 (直接)	
総交付対象事業費		(1,160,491 (千円)) 1,463,803 (千円)	全体事業費		(1,160,491 (千円)) 1,463,803 (千円)	
帰還環境整備に関する目標						
<p>飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ、作付け・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理をすることができなかつたことから農業用施設の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そのため、本事業を導入し農業基盤の整備を進めることにより、農作業の効率化を図り農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>						
事業概要						
(1) 事業の概要 長期間農地の適正管理ができなかつたことから、用排水路の閉塞や洗掘、農作業道の浸食及び法面崩壊が起こり営農に支障をきたしていることを踏まえ、効率的な営農環境の整備として用排水路や農作業道等の整備を行う。営農再開に向けて早期の整備が必要なことから、平成 28 年度から平成 32 年までの 5 ヶ年で整備に必要な測量設計を実施し、農業者が営農再開できる環境整備を図る。						
(2) 事業実施内容						
〈第 15 回〉		〈第 21 回〉		〈第 22 回〉		
・ 測量設計 一式		・ 測量設計 一式		・ 測量設計 一式		
・ 農業用排水施設等 L=5,470m		・ 農業用排水施設等 L=10,700m		・ 農作業道 L=401m		
・ 暗渠排水 A=9.6ha		・ 暗渠排水 A=130ha				
〈第 24 回〉 (今回申請分)						
・ 測量設計 一式						
(3) 復興計画への位置づけ						
「いいたて までいな復興計画 (第 1 版) (平成 23 年 12 月)」 P23						
基本方針⑤「までいブランドを再生する」						
「いいたて までいな復興計画 (第 5 版) (平成 27 年 6 月)」 P67、68						
営農再開「2 安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」						
当面の事業概要						
〈第 15 回 (H28~H29)〉		〈第 21 回 (H30~H32)〉		〈第 22 回 (H30)〉		
・ 測量設計 一式		・ 測量設計 一式		・ 測量設計 一式		
・ 農業用排水施設等 L=5,470m		・ 農業用排水施設等 L=10,700m		・ 農作業道 L=401m		
・ 暗渠排水 A=9.6ha		・ 暗渠排水 A=130ha				
〈第 24 回 (H31) 今回申請分〉						
・ 測量設計 一式						
地域の帰還環境整備との関係						
本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた用排水路や農作業道等の整備を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。						
関連する事業の概要						
特になし。						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

NO.	54	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘地区）	事業番号	(5)-40-3
交付団体	飯舘村		事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費	(28,917（千円）） 46,917（千円）		全体事業費	(28,917（千円）） 46,917（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ作付・出荷・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理をすることができなかつたことから農業用施設の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そのため、本事業を導入し農業用水利施設等の保全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築および農作業の効率化を図り農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要 <p>本事業の対象となる地区は、平成 23 年 3 月 11 日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により長期間の避難指示区域となつていたため、農地等の適正な管理ができなかつた地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設周辺の荒廃により、降雨による農地洗掘や排水路への農地土壌の流出、農地の冠水が生じており、早期の営農再開を企図する農業者にとって大きな障害となつているため、農業用水利施設等の整備、修繕を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。</p>					
(2) 事業量 <ul style="list-style-type: none">・農業用排水施設等の保全管理<ul style="list-style-type: none">1) 農道 N= 1 式					
(3) 復興計画への位置づけ <p>「いいたて までの復興計画（第 1 版）」P. 24 基本方針⑤「までいブランドを再生する」 「いいたて までの復興計画（第 5 版）」P. 68 営農再開「2. 安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」</p>					
当面の事業概要					
・農業用排水施設等の保全管理 <ul style="list-style-type: none">1) 農道<ul style="list-style-type: none">農道除草 L=132.5km、水路土砂撤去 V=359 m³、支障木伐採 N=一式、舗装修繕 N=一式					
地域の帰還環境整備との関係					
本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた農業用排水施設の保全管理を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。					
関連する事業の概要					
特になし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1 - 3)

福島県（飯館村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 3 1 年 1 月時点

NO.	89	事業名	特定復興再生拠点エリア整備事業	事業番号	(1)-10-1
交付団体	飯館村	事業実施主体（直接/間接）	飯館村（直接）		
総交付対象事業費	(9,169 (千円)) 69,097 (千円)	全体事業費		(9,169 (千円)) 69,097 (千円)	

帰還環境整備に関する目標

飯館村の帰還困難区域である長泥地区については、村が特定復興再生拠点区域復興再生計画をまとめ、国の計画認定のもとに平成 3 0 年度より避難指示解除に向け整備を進める予定としている。

計画では、拠点の中心である「居住促進ゾーン」において、住民の帰還のための短期滞在・交流施設の建設をはじめ、住宅や広場などを整備することとしており、今年度はゾーン全体の基本計画を策定する予定である。

そのため、本事業を導入し基本計画を策定することにより、区域内の土地利用計画、整備の具体的な方針、方策、課題等を明らかにし、整備の効率化、構想の明確化を図り、住民の帰還促進を図るものである。

事業概要

(1) 事業の概要

特定復興再生拠点は、住民の帰還が可能となるための場所であることを踏まえ、帰還困難区域にコミュニティやなりわいを再生するため、人の交流、活動が活性化する環境整備・土地利用を目指す。そのため、区域の中心地「居住促進ゾーン」において、村民のコミュニティや、共同作業における休憩所、一時帰宅者や地域とつながりのある方の短期滞在のための宿泊施設、そして地域の文化・伝統を後世に受け継ぐための資料室等を備えた「短期滞在・交流施設」を建設する。その他、住民が居住するための住宅や、地域行事・交流のための広場を整備し、特定復興再生拠点として住民が帰還できる環境整備を図る。

(2) 事業実施内容

- ・基本計画策定業務 1 式
- ・特定復興再生拠点エリア整備工事実施設計業務 1 式

(3) 復興計画への位置づけ

【特定復興再生拠点区域復興再生計画（平成 3 0 年 3 月）】

P 5<各エリア・施設等の土地利用の概要と整備の必要性>

【居住促進ゾーン】

以前から地域の中心であった長泥コミュニティセンター周辺を再整備し、帰還する住民の生活と交流、コミュニティ形成の中心拠点として活用する。

当面の事業概要

<平成 3 0 年度>

基本計画策定

<平成 3 1 年度>

・土木工事実施設計 ・集会施設等建設工事設計 ・地質調査（建設工事設計用）

<平成 3 2 年度以降>

・整備工事

地域の帰還環境整備との関係

本事業導入によって、拠点区域内の今後の進め方を具体化でき、区域内の整備を効率的に行うことで、住民の早期帰還を促進し、地域の復興再生を図る。

関連する事業の概要

特になし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	92	事業名	建設型応急仮設大師堂団地整備事業	事業番号	(1)-1-5
交付団体	飯舘村		事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費	(231,592（千円）） 484,244（千円）		全体事業費	(541,592（千円）） 484,244（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>原子力災害による全村避難以降、飯舘村は平成 23 年 12 月に“村民一人ひとりの復興を目指す”ことを基本理念とする「いいたてまでいな復興計画（第 1 版）」を策定し、その後半年毎に計画の見直しを実施しており、第 5 版まで策定している。</p> <p>村では、避難解除後の村民の帰村をふまえ、いいたてまでいな復興計画（第 4 版）において、飯舘村村営住宅整備計画を策定し、村営住宅入居意向調査を随時実施し、帰村する村民のため、住宅整備を進めてきたところである。</p> <p>避難した村民が居住する仮設住宅の供与期間については、平成 31 年 3 月に終了することが決定したことを受け、帰村し、村営住宅に入居を希望する世帯が増えることとなった。</p> <p>これにより、仮設入居世帯の帰村にあわせ、村営住宅の整備を急ぐ必要が生じたことから、すでに退去が完了した福島県の応急仮設住宅を村内に移設することにより、応急仮設入居者の村内での住まいの確保を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>いいたてまでいな復興計画（第 4 版）において策定された飯舘村村営住宅整備計画、さらには仮設住宅入居者の意向調査結果を踏まえ、退去が完了した応急仮設住宅を福島県から無償で譲り受け、村内に移設する。</p> <p>・計 12 戸</p>					
当面の事業概要					
<H30 年度>			<H31 年度>		
(1) 測量・造成設計・積算業務			(1) 住宅建設工事		
(2) 敷地造成工事			(2) 住宅建設工事監理業務		
(3) 敷地造成工事監理業務					
(4) 地質調査業務					
(5) 住宅建設工事設計業務（福島県業務）					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>飯舘村の復興再生のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。</p> <p>原子力災害による全村避難によって変化した世帯構成や増加する高齢者の独り暮らし等へ対応し、新たな帰村場所を確保することにより、より多くの帰村を促す。</p>					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

N0.	95	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 飯舘地区	事業番号	(5)-40-6
交付団体	飯舘村		事業実施主体 (直接/間接)	飯舘村 (直接)	
総交付対象事業費	(685,756 (千円)) 1,138,419 (千円)		全体事業費	(685,756 (千円)) 1,138,419 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災後、村は東京電力福島第 1 原子力発電所から 30km 圏内にあることから、計画的避難区域となり全村避難したため、地域農業の再開・震災からの復興が課題となっている。</p> <p>福島第 1 原子力発電所の事故以前は、ため池の堆積土砂を除去するなどの維持管理を行っていたが、事故後は、堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって、維持管理が困難な状態が続いている他、放射性汚染物質の流出による下流域・農地への汚染拡散が懸念される。</p> <p>農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに堆積放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。(技術マニュアル P27 の 3 要件に該当しない)</p> <p>本事業を推進することにより、農業水利施設の機能保全・回復を行い、地域住民の帰還促進と営農再開を図る。</p>					
事業概要					
<p>(1) 事業の概要</p> <p>上記目標を達成するため、ため池の水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行い、さらに汚染濃度が高いため池については、ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行う。これら調査結果を踏まえ、汚染濃度が高いため池について汚染拡散防止対策（底泥除去）の実施設計を行い、その対策を実施するものである。</p> <p>(2) 事業実施内容</p> <p>・ 対策工 (66 箇所)</p> <p>(3) 復興計画への位置づけ</p> <p>「いいたて まいでいな復興計画 (第 1 版)」P23 基本方針⑤「まいでいブランドを再生する」、「いいたて まいでいな復興計画 (第 5 版)」P67、68 営農再開「2 安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 30 年度></p> <p>○基礎調査・詳細調査・実施設計・対策工</p> <p>・ 基礎調査 (28 箇所)、詳細調査 (67 箇所)、実施設計 (64 箇所) …… 第 22 回申請</p> <p>○対策工</p> <p>・ 対策工 (3 箇所) …… 第 22 回申請</p> <p><平成 31~32 年度></p> <p>○対策工</p> <p>・ 対策工 (11 箇所) …… 第 24 回申請</p> <p>・ 対策工 (52 箇所)</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>本事業を導入して、ため池の汚染拡散防止対策を進めることにより、速やかに営農再開ができる環境の整備及び農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。</p>					
関連する事業の概要					
特になし。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	96	事業名	しいたてまでいな農業復興計画効果促進事業山林資源を活用した生業（なりわい）事業	事業番号	◆ (5)-41-2-1
交付団体	飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）		
総交付対象事業費	30,766（千円）	全体事業費	82,804（千円）		
帰還環境整備に関する目標					
<p>飯舘村は面積の約 7 割が森林で、うち約 6 割は国有林、約 4 割が民有林・村有林等である。震災前から村民にとって森林は大変身近な存在であり、きのこや山菜のほか、しいたけ原木や木炭などの特用林産物や、パルプ材、建材など、様々な形で森林の恵みを自らの生活の糧としてきた。</p> <p>しかしながら、東日本大震災に伴う東京電力福島第 1 原子力発電所の事故により、本村の森林の多くが放射能による被害を受け、森林資源の活用が極めて困難な状況となっている。このため、本村における特用林産物について、その活用の基準と方法を確立すること等により基幹事業化を進め、帰還環境の整備を目指す。</p>					
事業概要					
<p>本村にとって、村民の生活の一部であった林産物生産活動の再生が今後の帰村者のみならず、新規転入者の増加を図るために必要不可欠である。</p> <p>事故から 7 年経過し、表皮や葉の再生も進み、それぞれの木によって放射能の濃度や分布が異なってきており、また事故後に成長した木は、放射性セシウムの土壌からの吸収も少ないことが考えられる。</p> <p>このため、本村において、盛んに生産されてきた特用林産物である、しいたけ及び木炭の生産再開を目指すこととし、原材料となる本村の森林資源（主にコナラ）が活用できるよう、その方法等を検討する。</p> <p>しいたけ栽培については、菌床栽培施設の導入による生産再開を目指すこととし、本事業では当該施設導入にあたっての実証事業を行う。</p> <p>また、炭焼き窯は、製炭作業施設としての役割だけでなく、村民交流の場として活用され、各集落の文化的施設として継承されてきたことから、炭焼き窯による製炭の再開を目指す。</p> <p>以上、これらの取組により、特用林産物の生産再興とともに、さらなる帰村環境の整備を目指す。</p>					
<平成 31 年度>					
① 山林資源の放射能状況調査					
② 原木を原材料とする菌床しいたけ等の栽培試験					
③ 仮設製炭炉による製炭試験					
<平成 32 年度>					
① 山林資源の放射能状況調査					
② 原木を原材料とする菌床しいたけ等の栽培試験					
③ 仮設製炭炉による製炭試験					
④ 特用林産物栽培施設及び炭焼き窯の設計用データ取りまとめ					
<平成 33 年度>					
① 山林資源の放射能状況調査及びデータ取りまとめ					
② 原木を原材料とする菌床しいたけ等の栽培試験及びデータ取りまとめ					
③ 仮設製炭炉による製炭試験及びデータ取りまとめ					

当面の事業概要	
平成 31 年度における実施予定	
① 山林資源の放射能状況調査	
② 原木を原材料とする菌床しいたけ等の栽培試験	
③ 仮設製炭炉による製炭試験	
関連する災害復旧事業の概要	
特になし	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	特用林産物生産施設整備事業
交付団体	飯館村
基幹事業との関連性	
<p>純農山村である本村にとって、村民の生活と林産物生産活動の再生が今後の帰村者のみならず、新規転入者の増加を図るために必要不可欠である。</p> <p>よって、事故から7年経過し、表皮や葉の再生も進み、それぞれの木によって放射能の濃度や分布が異なってきており、また事故後に成長した木は、放射性セシウムの土壌からの吸収も極めて少ないことが予測されることを踏まえた特用林産物栽培施設ならびに炭焼き窯を整備する。</p> <p>本事業では、しいたけの菌床栽培における実証を行い、この実証の結果の内容により、予定している基幹事業の菌床栽培施設の仕様を確定したい。また製炭業についても放射性物質に配慮した炭焼き窯による製炭実証試験を行うことで、製炭施設の仕様を決定したい。</p> <p><平成 34 年度（予定）></p> <p>① 特用林産物栽培施設（菌床しいたけの栽培施設）建設</p> <p>② 炭焼き窯施設建設</p>	